

NSG-257US

Form PTO-1595

U.S. DEPARTMENT OF COMMERCE
United States Patent and Trademark Office

RECORDATION FORM COVER SHEET

PATENTS ONLY

To the Director of the U.S. Patent and Trademark Office: Please record the attached documents or the new address(es) below.

1. Name of conveying party(ies)

Nippon Sheet Glass Company, Limited
1-7, Kaigan 2-chome, Minato-ku
Tokyo
Japan 105-8552

Additional name(s) of conveying party(ies) attached? YES NO

2. Name and address of receiving party(ies):

Name: Nippon Sheet Glass Company, Limited
Internal Address: 5-27, Mita 3 chome
Minato-ku

Street Address: _____

City: Tokyo

State: _____

Zip: 108-6321

Country: Japan

Additional name(s) & address(es) attached? YES NO

3. Nature of Conveyance:

Execution Date(s) February 21, 2007

- Assignment Merger
- Security Agreement Change of Name
- Joint Research Agreement
- Government Interest Assignment
- Executive Order 9424, Confirmatory License
- Correction of Assignment Recordation
(previously recorded at Reel _____, Frame _____).
- Other change of address

4. Application or patent number(s): This document is being filed together with a new application.

A. Patent Application Number(s) 11/316,589

B. Patent Number(s) _____

Additional number(s) attached? YES NO

5. Name and address of party to whom correspondence concerning document should be mailed:

Name: Kenneth N. Nigon
Internal Address: RatnerPrestia

Street Address: Suite 301
One Westlakes
Berwyn, P.O. Box 980
City: Valley Forge State: PA ZIP: 19482-0980
Phone Number: (610) 407-0700
Fax Number: (610) 407-0701

OR

Street Address: Nemours Building
1007 Orange Street
Suite 1100, P.O. Box 1596
City: Wilmington State: DE ZIP: 19899
Phone Number: (302) 778-2500
Fax Number: (302) 778-2600

6. Total number of applications and patents involved:

1

7. Total fee (37 CFR 1.21(h) & 3.41): \$ 40

- Authorized to be charged by credit card
- Authorized to be charged to deposit account
- Enclosed
- None required (government interest not affecting title)

8. Payment Information

a. Credit Card - Last 4 Numbers 1006
Expiration Date 03-2010

b. Deposit Account Number 18-0350

Authorized User Name Kenenth N. Nigon
The Director is authorized to charge additional fees or
underpayments or credit overpayments to above deposit
account number

9. Signature:



Signature

Nov. 5, 2008

Date

Kenneth N. Nigon
Name of Person Signing

31,549
Registration Number

Total number of pages including
cover sheet, attachments and
documents: 24

Documents to be recorded (including cover sheet) should be faxed to (571) 273-0140, or mailed to:
Mail Stop Assignment Recordation Services, Director of the USPTO, P.O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450

PATENT

REEL: 021796 FRAME: 0394

700390083

OP \$40.00 11316589

Certificate of Detailed History

5-27, Mita 3-chome, Minato-ku, Tokyo

Nippon Sheet Glass Company, Limited

Corporate number: 0104-01-054474

Corporate Name	Nippon Sheet Glass Company, Limited	
Head Office	1-7, Kaigan 2-chome, Minato-ku, Tokyo	
	5-27, Mita 3-chome, Minato-ku, Tokyo <i>108-6321</i>	Relocated on Feb. 13, 2007
		Registered on Feb. 13, 2007
Method of Public Notice	Published in Nihon Keizai shinbun issued in Tokyo	
	To be made by electronic announcement. http://www.nsg.co.jp/ Should any accident or reasons outside the company's control arise where such an electrical announcement is to be restrained, it shall be made by publishing a notice in the Nihon Keizai shinbun issued in Tokyo	Modified on June 29, 2006
		Registered on July 13, 2006
Matters required to obtain the information related to a balance sheet	http://www.nsg.co.jp	Abolished on May 1, 2006
		Registered on July 13, 2006
Date of Incorporation	November 22, 1918	
Purposes	<ol style="list-style-type: none"> 1. Manufacturing and selling of various glass products 2. Manufacturing and selling of various plastic products 3. Manufacturing and selling of various materials for civil engineering and construction 4. Manufacturing and selling of various residences, residential equipments, interior and exterior accessories 5. Manufacturing and selling of various optical devices and equipments, medical instruments and equipments, optical communication devices and equipments, and their partly-finished goods and accessories 6. Manufacturing and selling of various environmental conservation equipments and their materials 7. Manufacturing and selling of liquid crystal display 8. Manufacturing and selling of magnetic disk products 9. Civil engineering works, and design, supervision and construction relevant to the preceding clauses 10. Trading, leasing, broking and managing of real estates 11. Developing and selling of computer software and provision of data processing service 	

PATENT

REEL: 021796 FRAME: 0395

	12. Planning, developing, operating and consulting activities related to information and telecommunication systems 13. Consulting of general management of a company, and executing for accounting tasks 14. Business related to man-power development and educational training in a company 15. Labor dispatch service 16. Executing for test, analysis, evaluation, study and research of glass and ceramics 17. Agency operations of accident insurance agent and recruitment of life insurance 18. Money-landing and debt guarantees 19. Any and all businesses related to the foregoing clauses	
Number of Stocks for One Unit	1,000 shares	
Total Number of Stocks to be issued	1,150,000,000 stocks	
	1,775,000,000 stocks	Modified on June 29, 2006 Registered on July 13, 2006
Total number and kinds of issued stocks	Total number of stocks issued 443,946,452 stocks	
	Total number of stocks issued 449,881,672 stocks	Modified on June 30, 2006 Registered on July 13, 2006
	Total number of stocks issued 464,530,456 stocks	Modified on July 31, 2006 Registered on Aug. 21, 2006
	Total number of stocks issued 539,413,309 stocks	Modified on Aug. 31, 2006 Registered on Sep. 19, 2006
	Total number of stocks issued 565,450,630 stocks	Modified on Sep. 30, 2006 Registered on Oct. 13, 2006
	Total number of stocks issued 571,637,673 stocks	Modified on Oct. 31, 2006 Registered on Nov. 10, 2006
	Total number of stocks issued 609,770,248 stocks	Modified on Nov. 30, 2006 Registered on Dec. 12, 2006
	Total number of stocks issued 669,550,999 stocks	Modified on Dec. 31, 2006 Registered on Jan. 12, 2007
	Arrangement to issue certificates for stock	The present company will issue certificates for stock of the present company. Registered on May 4, 2006 according to the 87 th law of 2005 section 136
The present company will issue a certificate for stock according to each stocks Modified on June 29, 2006 Registered on July 13, 2006		

Amount of capital	41,060,961,370 yen	
	42,811,851,270 yen	Modified on June 30, 2006
		Registered on July 13, 2006
	46,565,650,707 yen	Modified on July 31, 2006
		Registered on Aug. 21, 2006
	65,097,653,631 yen	Modified on Aug. 31, 2006
		Registered on Sep. 19, 2006
	71,602,137,081 yen	Modified on Sep. 30, 2006
		Registered on Oct. 13, 2006
	73,105,381,473 yen	Modified on Oct. 31, 2006
	Registered on Nov. 10, 2006	
82,120,271,551 yen	Modified on Nov. 30, 2006	
	Registered on Dec. 12, 2006	
96,147,371,380 yen	Modified on Dec. 31, 2006	
	Registered on Jan. 12, 2007	
--omitted--		
Matters related to the registered record	Moved the central office on July 1, 2004 from: 7-28, Kitahama 4-chome, Chuo-ku, Osaka <div style="text-align: right;">Registered on July 12, 2004</div>	

This document is to certify that the contents described above are all of the matters registered in the commercial registry, which are not closed.

February 21, 2007

Tokyo Legal Affairs Bureau

Minato Branch

Registrar: M.Shirai

(Official Sealed)

履歴事項全部証明書

東京都港区三田三丁目5番27号
 日本板硝子株式会社
 会社法人等番号 0104-01-054474

商号	日本板硝子株式会社	
本店	東京都港区海岸二丁目1番7号	
	東京都港区三田三丁目5番27号	平成19年 2月13日移転 平成19年 2月13日登記
公告をする方法	日本経済新聞に掲載して行う。	
	電子公告により行う。 http://www.nsg.co.jp/ ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	平成18年 6月29日変更 平成18年 7月13日登記
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.nsg.co.jp	
		平成18年 5月 1日廃止 平成18年 7月13日登記
会社成立の年月日	大正7年11月22日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各種硝子製品の製造並びに販売 2. 各種合成樹脂製品の製造並びに販売 3. 各種土木建築材料の製造並びに販売 4. 各種住宅、住宅用設備機器及び室内外装飾用品の製造並びに販売 5. 各種光学機械器具、医療機械器具、光通信機械器具及びこれらの部分品、付属品の製造並びに販売 6. 各種環境保全用機器及びこれに関連する材料の製造並びに販売 7. 液晶表示装置の製造並びに販売 8. 磁気ディスクの製造並びに販売 9. 土木建築工事及び前各号に関連する工事の設計、監理並びに施工 10. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理 11. コンピューター・ソフトウェアの開発、販売並びに情報処理サービスの提供 12. 情報通信システムに関する企画、開発、運用並びにコンサルティング 13. 企業経営全般に関するコンサルティング並びに計算事務の代行 14. 企業における能力開発、教育訓練に関する事業 15. 労働者派遣事業 16. ガラス及びセラミックスの試験、分析、評価、調査、研究の受託 	

東京都港区三田三丁目5番27号
 日本板硝子株式会社
 会社法人等番号 0104-01-054474

	17. 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務 18. 金銭の貸付、債務の保証 19. 前各号に付帯関連する事業	
単元株式数	1000株	
発行可能株式総数	11億5000万株	
	17億7500万株	平成18年 6月29日変更 平成18年 7月13日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 4億4394万6452株	
	発行済株式の総数 4億4988万1672株	平成18年 6月30日変更 平成18年 7月13日登記
	発行済株式の総数 4億6453万456株	平成18年 7月31日変更 平成18年 8月21日登記
	発行済株式の総数 5億3941万3309株	平成18年 8月31日変更 平成18年 9月19日登記
	発行済株式の総数 5億6545万630株	平成18年 9月30日変更 平成18年10月13日登記
	発行済株式の総数 5億7163万7673株	平成18年10月31日変更 平成18年11月10日登記
	発行済株式の総数 6億977万248株	平成18年11月30日変更 平成18年12月12日登記
	発行済株式の総数 6億6955万999株	平成18年12月31日変更 平成19年 1月12日登記
	株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 4日登記

東京都港区三田三丁目5番27号

日本板硝子株式会社

会社法人等番号 0104-01-054474

	当社は、株式に係る株券を発行する。 平成18年 6月29日変更 平成18年 7月13日登記		
資本金の額	<u>金410億6096万1370円</u>		
	<u>金428億1185万1270円</u>	平成18年 6月30日変更 平成18年 7月13日登記	
	<u>金465億6565万707円</u>	平成18年 7月31日変更 平成18年 8月21日登記	
	<u>金650億9765万3631円</u>	平成18年 8月31日変更 平成18年 9月19日登記	
	<u>金716億213万7081円</u>	平成18年 9月30日変更 平成18年10月13日登記	
	<u>金731億538万1473円</u>	平成18年10月31日変更 平成18年11月10日登記	
	<u>金821億2027万1551円</u>	平成18年11月30日変更 平成18年12月12日登記	
	<u>金961億4737万1380円</u>	平成18年12月31日変更 平成19年 1月12日登記	
	株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部	
	役員に関する事項	取締役 出原 洋 三	平成16年 6月29日重任
取締役 出原 洋 三		平成17年 6月29日重任 平成17年 7月 4日登記	
取締役 出原 洋 三		平成18年 6月29日重任 平成18年 7月13日登記	

東京都港区三田三丁目5番27号
 日本板硝子株式会社
 会社法人等番号 0104-01-054474

	取締役	阿部友昭	平成16年 6月29日重任
	取締役	阿部友昭	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月 4日登記
	取締役	阿部友昭	平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月13日登記
	取締役	藤本勝司	平成16年 6月29日重任
	取締役	藤本勝司	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月 4日登記
	取締役	藤本勝司	平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月13日登記
	取締役	永井勲	平成16年 6月29日重任
			平成17年 6月29日退任
			平成17年 7月 4日登記
	取締役	仁田昌邦	平成16年 6月29日重任
	取締役	仁田昌邦	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月 4日登記	
取締役	仁田昌邦	平成18年 6月29日重任	
		平成18年 7月13日登記	

東京都港区三田三丁目5番27号
 日本板硝子株式会社
 会社法人等番号 0104-01-054474

	取締役	<u>近藤敏和</u>	平成16年 6月29日重任
	取締役	<u>近藤敏和</u>	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月 4日登記
	取締役	<u>近藤敏和</u>	平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月13日登記
	取締役	<u>倉内憲孝</u>	平成16年 6月29日重任
	(社外取締役)		
	取締役	<u>倉内憲孝</u>	平成17年 6月29日重任
	(社外取締役)		平成17年 7月 4日登記
	取締役	<u>倉内憲孝</u>	平成18年 6月29日重任
	(社外取締役)		平成18年 7月13日登記
	取締役	<u>泉一行</u>	平成17年 6月29日就任
		平成17年 7月 4日登記	
取締役	<u>泉一行</u>	平成18年 6月29日重任	
		平成18年 7月13日登記	
取締役	<u>奥村晃三</u>	平成17年 6月29日就任	
(社外取締役)		平成17年 7月 4日登記	
取締役	<u>奥村晃三</u>	平成18年 6月29日重任	
(社外取締役)		平成18年 7月13日登記	
取締役	<u>スチュアート・チェンバース</u>	平成18年 6月29日就任	
		平成18年 7月13日登記	

東京都港区三田三丁目5番27号
 日本板硝子株式会社
 会社法人等番号 0104-01-054474

	東京都練馬区関町南四丁目5番14号 代表取締役 出原 洋三	平成16年 6月29日重任
	東京都練馬区関町南四丁目5番14号 代表取締役 出原 洋三	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月 4日登記
	東京都練馬区関町南四丁目5番14号 代表取締役 出原 洋三	平成18年 6月29日重任
		平成18年 7月13日登記
	神奈川県横浜市港北区下田町二丁目17番5号 代表取締役 阿部 友昭	平成16年 6月29日重任
	神奈川県横浜市港北区下田町二丁目17番5号 代表取締役 阿部 友昭	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月 4日登記
	神奈川県横浜市港北区下田町二丁目17番5号 代表取締役 阿部 友昭	平成18年 6月29日重任
	平成18年 7月13日登記	
東京都世田谷区野毛三丁目10番18号 代表取締役 藤本 勝司	平成16年 6月29日就任	
東京都世田谷区野毛三丁目10番18号 代表取締役 藤本 勝司	平成17年 6月29日重任	
	平成17年 7月 4日登記	
東京都世田谷区野毛三丁目10番18号 代表取締役 藤本 勝司	平成18年 6月29日重任	
	平成18年 7月13日登記	
監査役 一戸 清彦	平成15年 6月27日就任	
監査役 田中 暉吾	平成16年 6月29日就任	

東京都港区三田三丁目5番27号
 日本板硝子株式会社
 会社法人等番号 0104-01-054474

	監査役	内ヶ崎 功	平成15年 6月27日就任
	監査役	内ヶ崎 功	
	(社外監査役)		平成18年 7月13日社外監査役の登記
	監査役	大井 尚一	平成15年 6月27日重任
	監査役	大井 尚一	
	(社外監査役)		平成18年 7月13日社外監査役の登記
	監査役	渡 辺 剛	平成18年 6月29日就任
	(社外監査役)		平成18年 7月13日登記
	会計監査人	新日本監査法人	
	会計監査人	新日本監査法人	平成18年 7月13日会計監査人の登記
			平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月13日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当会社は、法令の定めるところに従い、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当会社は、法令の定めるところに従い、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>平成18年 6月29日設定 平成18年 7月13日登記</p>		
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当会社は、社外取締役との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>当会社は、社外監査役との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>平成18年 6月29日設定 平成18年 7月13日登記</p>		
新株予約権	<p>2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権 新株予約権の数 4600個</p>		

東京都港区三田三丁目5番27号
 日本板硝子株式会社
 会社法人等番号 0104-01-054474

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

①種類

当社普通株式

②数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本新株予約権の行使に際して払込をなすべき当社普通株式1株あたりの額（以下「転換価額」という）で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

①本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

②転換価額は、当初542円とする。

③転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、自己株式数を除く）をいう。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行+新発行-処分株式数}}{\text{既発行+新発行-処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

東京都港区三田三丁目5番27号
 日本板硝子株式会社
 会社法人等番号 0104-01-054474

	<p>(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法)</p> <p>①本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。</p> <p>②転換価額は、当初542円とする。</p> <p>③転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、自己株式数を除く)をいう。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{1 \text{株あたりの発行・処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。</p> <p>(金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額)</p> <p>新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。</p> <p>平成18年5月1日変更 平成18年7月13日登記</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 2004年5月20日から2011年5月6日の営業終了時(行使請求地時間)までとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 消却事由は定めない。</p>
	<p>第1回新株予約権</p> <p>新株予約権の数 455個(新株予約権1個につき普通株式1000株。ただし、下記に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 45万5000株</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>各新株予約権の発行価額 無償</p>

東京都港区三田三丁目5番27号
日本板硝子株式会社
会社法人等番号 0104-01-054474

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1株につき418円

新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に上記に定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額をもって新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月1日から平成26年6月28日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

- ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。
- ③その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で別途締結する契約に定めるところによる。

当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者が上記に定める条件のいずれかを満たさないこととなり、権利を喪失した場合にはその新株予約権を無償で消却することができる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき並びに当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、本新株予約権を無償で消却することができる。（会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件）
- ①新株予約権の割当を受けた者が上記に定める条件のいずれかを満たさないこととなり、権利を喪失した場合にはその新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき並びに当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、本新株予約権を無償で取得することができる。

平成18年 5月 1日変更 平成18年 7月13日登記

平成16年 8月 6日登記

第2回新株予約権

東京都港区三田三丁目5番27号
 日本板硝子株式会社
 会社法人等番号 0104-01-054474

新株予約権の数

495個（新株予約権1個につき普通株式1000株。ただし、下記に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 49万5000株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1株につき466円

新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に上記に定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額をもって新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{調整後} \quad \text{調整前} \\ & \text{払込金額} = \text{払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月1日から平成27年6月28日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

- ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。
- ③その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で別途締結する契約に定めるところによる。

東京都港区三田三丁目5番27号

日本板硝子株式会社

会社法人等番号 0104-01-054474

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

①新株予約権の割当を受けた者が上記に定める条件のいずれかを満たさないこととなり、権利を喪失した場合にはその新株予約権を無償で消却することができる。

②当社が消滅会社となる合併契約書又は当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転に関する事項が株主総会で承認されたときは、本新株予約権を無償で消却することができる。

(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)

①新株予約権の割当を受けた者が上記に定める条件のいずれかを満たさないこととなり、権利を喪失した場合にはその新株予約権を無償で取得することができる。

②当社が消滅会社となる合併契約書又は当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転に関する事項が株主総会で承認されたときは、本新株予約権を無償で取得することができる。

平成18年 5月 1日変更 平成18年 7月13日登記

平成17年 8月 5日登記

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債問限定同順位特約付)に付された新株予約権

新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計220個の本新株予約権を発行する。

213個

平成18年 6月30日変更 平成18年 7月13日登記

198個

平成18年 7月31日変更 平成18年 8月21日登記

124個

平成18年 8月31日変更 平成18年 9月19日登記

98個

平成18年 9月30日変更 平成18年10月13日登記

92個

平成18年10月31日変更 平成18年11月10日登記

56個

平成18年11月30日変更 平成18年12月12日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を「新株予約権の行使に際して払込をすべき金額」(2)に記載された転換価額(ただし、同(3)又は(4)によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

各新株予約権の発行価額

無償とする。

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

(1)本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

(2)本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初、581円とする。

東京都港区三田三丁目5番27号

日本板硝子株式会社

会社法人等番号 0104-01-054474

(3) 転換価額の修正

①平成18年5月8日以降、毎月第1及び第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の3連続取引日（ただし、売買高加重平均価格の算出されない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の91%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、下記（4）で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の社債費項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が平成18年5月8日までの5連続取引日（終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「下限転換価額」という。なお、下記（4）による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が平成18年5月8日までの5連続取引日（終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の150%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「上限転換価額」という。ただし、下記（4）による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

②上記①にかかわらず、本社債の全部が繰上償還される場合、繰上償還のための通知がなされた日の翌々銀行営業日以降、転換価額は、本新株予約権の各行使の効力発生日の前日まで（当日を含む。）の3連続取引日（ただし、売買高加重平均価格の算出されない日は除き、当該前日が取引日でない場合には、当該前日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの3連続取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に修正される。

(4) 転換価額の調整

①当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分} \times 1 \text{株あたりの株式数}}{\text{発行・処分価額}} \times \text{時価}$$

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

②転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 本号③ (ii) に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し、又は、当社の有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新

東京都港区三田三丁目5番27号

日本板硝子株式会社

会社法人等番号 0104-01-054474

株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなしたものに対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額}$ により当該期間内に交付された株式数

株式数 =

$\frac{\text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}}$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(iii) 本号③(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③(i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本号②(ii)ただし書の場合は株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、又、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。又、本号②(ii)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

東京都港区三田三丁目5番27号

日本板硝子株式会社

会社法人等番号 0104-01-054474

④本号②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- (i) 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法)

(1) 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初、581円とする。

(3) 転換価額の修正

①平成18年5月8日以降、毎月第1及び第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、売買高加重平均価格の算出されない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の91%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(4)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が平成18年5月8日までの5連続取引日(終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の50%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「下限転換価額」という。なお、下記(4)による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が平成18年5月8日までの5連続取引日(終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の150%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「上限転換価額」という。ただし、下記(4)による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

②上記①にかかわらず、本社債の全部が繰上償還される場合、繰上償還のための通知がなされた日の翌々銀行営業日以降、転換価額は、本新株予約権の各行使の効力発生日の前日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、売買高加重平均価格の算出されない日は除き、当該前日が取引日でない場合には、当該前日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの3連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正される。

(4) 転換価額の調整

①当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場

東京都港区三田三丁目5番27号
 日本板硝子株式会社
 会社法人等番号 0104-01-054474

合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって
転換価額を調整する。

$$\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{調整前 転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行 株式数} + \frac{\text{新発行・処 分株式数}}{\text{1株あたりの 発行・処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{\text{時価}}$$

② 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場
 合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところ
 による。

(i) 本号③(ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をも
 って普通株式を新たに発行し、又は、当社の有する当社普通株
 式を処分する場合（ただし、当社普通株式に転換される証券も
 しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新
 株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換
 又は行使による場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日
 の翌日以降、又、募集のための株主割当日がある場合はその日
 の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式分割により普通株式を発行する場合調整後の転換価額は、
 株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただ
 し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部
 分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決
 議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株
 主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とす
 る場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組
 入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用す
 る。なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株
 主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をし
 た株主総会の終結の日までに行使請求をなしたのものに対しては、
 次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額}}{\text{調整前転換価額により当該 期間内に交付された株式数}}$$

株式数 -

調整後転換価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現
 金による調整は行わない。

(iii) 本号③(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式
 に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の
 交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行
 する場合

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは
 新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初
 の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用
 して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行
 される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、そ
 の証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日
 以降これを適用する。

③ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算
 出し、小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用す

東京都港区三田三丁目5番27号
日本板硝子株式会社
会社法人等番号 0104-01-054474

る日(ただし、本号②(ii)ただし書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、又、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。又、本号②(ii)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含めないものとする。

④本号②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、簡法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づき調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額)

新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。

平成18年 5月 1日変更 平成18年 7月13日登記

新株予約権を行使することができる期間

平成18年3月16日から平成21年3月12日まで

新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)

当社が本社債を繰上償還する場合又は当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日又は期限の利益の喪失日以降本新株予約権を行使することはできない。当社が本社債権者の請求により本社債の全部又は一部を繰上償還する場合には、繰上償還に要する書類が償還金支払場所に提出されたとき以降、当該新株予約権を行使することはできない。又、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

消却事由は定めない。

平成18年 3月22日登記

平成18年12月31日新株予約権の全部行使

平成19年 1月12日登記

第3回新株予約権

新株予約権の数

345個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数1,000株。ただし、下記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

東京都港区三田三丁目5番27号
 日本板硝子株式会社
 会社法人等番号 0104-01-054474

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式345,000株。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される金額（以下、出資金額という）は、次により決定される1株当たりの出資金額に上記「新株予約権の数」に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。1株当たりの出資金額は、新株予約権発行日（割当日）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値とする。ただし、その金額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により出資金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後出資金額 = 調整前出資金額 ×

分割・併合の比率

また、時価を下回る価額をもって新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により出資金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる

新規発行株式数 × 1株当たり出資金額

既発行株式数 +

新規発行前の株価

調整後 調整前
 出資金額 = 出資金額 ×

既発行株式数 + 新規発行株式数

新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月1日から平成28年6月28日まで

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者は、権利の行使時においても、当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。
- ③その他の条件については、本株主総会決議及び本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で別途締結する契約に定めるところによる。

東京都港区三田三丁目5番27号
 日本板硝子株式会社
 会社法人等番号 0104-01-054474

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>①新株予約権の割当を受けた者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件のいずれかを満たさないこととなり、権利を喪失した場合にはその新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>②当社が消滅会社となる合併契約書又は当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転に関する事項が株主総会で承認されたときは、本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <div style="text-align: right;"> <p>平成18年 8月31日発行</p> <p>平成18年 9月19日登記</p> </div>																				
<p>転換社債</p>	<p>第5回無担保転換社債</p> <p><u>転換社債の総額</u> 金197億9100万円</p> <p><u>転換の条件</u></p> <p>(1)転換価額</p> <p>転換により発行する株式1株の発行価額(以下転換価額という。)は、1129円とし、転換により発行すべき株式数は次のとおりとする。但し、本社債額面金額の一部及び利息については、転換を請求することはできない。</p> <p style="text-align: center;">各社債権者が転換請求のため提出した本社債額面金額の総額</p> <p>株式数 = $\frac{\text{転換価額}}{\text{時価}}$</p> <p>この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に相当する社債額面金額は、額面100円につき、100円の割合で償還する。</p> <p>(2)転換価額の調整</p> <p>転換価額は、当社が本社債発行後、時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合には、次の算式により調整される。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">新発行</td> <td style="text-align: center;">1株当りの</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">株式数</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">払込金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調整後</td> <td style="text-align: center;">調整前</td> <td style="text-align: center;">既発行</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">転換価額</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">株式数</td> <td style="text-align: center;">時 価</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">×</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">既発行株式数 + 新発行株式数</td> </tr> </table> <p>なお、株式配当、無償交付、株式の分割もしくは併合等が行われる場合にも調整されるものとする。但し、転換により当社記名式額面普通株式を発行する場合は調整後の転換価額が当社記名式額面普通株式の額面金額を下回るときは、当該額面金額を転換価額とする。</p> <p><u>転換によって発行すべき株式の内容</u></p> <p>当社記名式額面普通株式(1株の額面金額金50円)</p> <p>但し、本社債の転換により発行する株式を当社記名式無額面普通株式とした場合は当社記名式無額面普通株式とする。</p> <p><u>転換の請求をすることのできる期間</u></p> <p>平成18年8月1日から平成16年9月29日まで。</p> <p><u>各転換社債の金額</u> 金100万円</p> <p><u>各転換社債につき払い込んだ金額</u> 全額</p> <p>本社債はこれを株式に転換することができる。</p>		新発行	1株当りの			株式数	×	払込金額	調整後	調整前	既発行	+	転換価額	=	株式数	時 価		×	既発行株式数 + 新発行株式数	
	新発行	1株当りの																			
	株式数	×	払込金額																		
調整後	調整前	既発行	+																		
転換価額	=	株式数	時 価																		
	×	既発行株式数 + 新発行株式数																			

東京都港区三田三丁目5番27号
 日本板硝子株式会社
 会社法人等番号 0104-01-054474

	平成16年9月29日転換請求期間満了	平成16年10月 1日登記
会社分割	東京都中央区日本橋本町二丁目6番3号日本無機株式会社から分割	平成16年10月 1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 4日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 4日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年 7月13日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 7月13日登記
登記記録に関する事項	平成16年7月1日大阪市中央区北浜四丁目7番28号から本店移転	平成16年 7月12日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成19年 2月21日

東京法務局港出張所
 登記官

白井正彦



整理番号 マ424910

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す

PATENT

20/20

RECORDED: 11/05/2008

REEL: 021796 FRAME: 0417